

広報

# たかはま

2019  
3.15  
No.1335

ひえだ川を舞台に襻をつなぐ

- P2 4月7日は愛知県議会議員一般選挙
- P6 特集 たかはまの広報のこれから
- P8 住民異動の手続きはお早めに！

約250人のランナーが出場した、高取まちづくり協議会の「ひえだ川駅伝」。

普段から園児や児童にも親しまれている稗田川周辺を4人1チームで走り、仲間からの襻をつなぎました。

(2/24撮影)



思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

# 4月7日(日)は 愛知県議会議員一般選挙の投票日です

◇投票日時／4月7日(日) 午前7時～午後8時      ◇投票場所／市内11か所の投票所 ※4ページ参照  
◆開票日時／4月7日(日) 午後9時～                      ◆開票場所／市役所3階 議場 (多目的ホール)

\*告示日(3月29日(金))の立候補受付時に立候補が定数(1人)を超えない場合は無投票となり、投票は行われません。  
\*投票の有無などは市公式ホームページで3月29日(金)午後5時以降に発表します。

問 合 せ 先 高浜市選挙管理委員会 (固行政グループ内) ☎52-1111 (内線328)  
投票・開票速報 市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp>

## 投票できる方

年齢満18歳以上(平成13年4月8日以前の出生者)で、平成30年12月28日以前から引き続き高浜市の住民基本台帳に登録されている日本国籍を有する方。  
※失権者を除く。

## 転入された方へ

平成30年12月29日以降に県内の他市町村から転入された方は、前の住所地で投票することになりますが、投票できるかどうかを前住所地の選挙管理委員会へたずねてください。  
なお、前住所地で投票する場合、市町村長が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示、または、引き続き県内に住所を有する旨の確認申請を行い、引き続き愛知県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。  
証明書の発行を希望される方は、高浜市役所市民窓口グループまで申し出てください。

## 投票所入場券

投票所入場券は4月1日以降、各世帯に郵送します。  
投票所入場券が届かなかつたり、

紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、係員に申し出てください。  
\*無投票となった場合、入場券は発送しません。

## 選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、4月3日以降、中日新聞折込または郵便受けなどに直接投かんする方法によりお届けします。  
また市役所、いきいき広場、公民館などにも用意しますので、ご自由にお持ちください。

\*無投票となった場合、選挙公報は配布しません。

## 代理投票・点字投票

身体の不自由な方や字が書けない方のための代理投票、目の不自由な方のための点字投票制度が設けられています。  
代理投票または点字投票をする方は係員に申し出てください。

**投票日当日、都合の悪い方は期日前投票などを利用してください**

## 期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。  
とき  
3月30日(土)～4月6日(土)  
午前8時30分～午後8時(土・日 曜日含む)

ところ 市役所会議棟

持ち物 投票所入場券(入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されている方であることが確認できれば投票できます。)



## 不在者投票

▼高浜市以外で投票する場合  
仕事や旅行などで、選挙期間中に高浜市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。

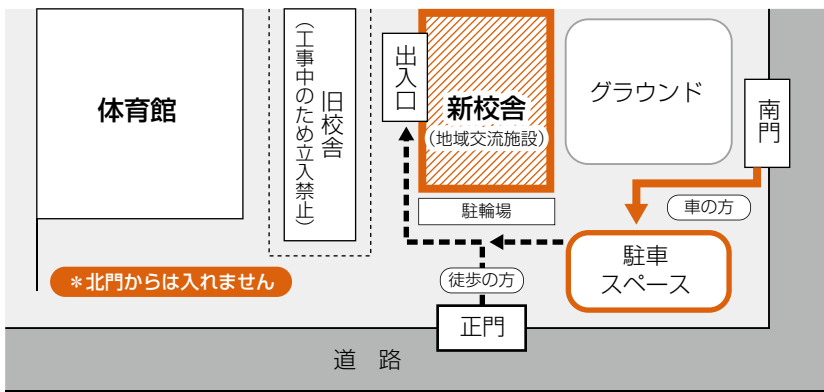
- ・高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。
  - ・交付された投票用紙などを持って、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
  - ※投票できる場所や時間は、投票する市区町村の選挙管理委員会へ問い合わせてください。
- ▼病院、老人ホームなどの施設で投票する場合
- 県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設などに入所している方は、その施設で投票することができます。
  - 投票用紙などは施設長などを通じて請求することができ、投票は施設長などの管理する場所で行います。
  - 施設に入所中や病院に入院中の方は、施設に問い合わせてください。
- ▼郵便などで投票する場合
- 郵便などによる不在者投票ができる方は、下表に該当する方です。
- ※不在者投票の手続は時間がかかりますので、早めに手続をしてください。申請方法など詳しくは問い合わせてください。

郵便などによる不在者投票ができる方

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障がい【1級または2級】	両下肢・体幹の障がい【特別項症から第2項症】	要介護状態区分が要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい【1級または3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい【特別項症から第3項症】	
免疫・肝臓の障がい【1級から3級まで】	—	
※ただし、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。申請が必要です。高浜市選挙管理委員会に申請してください。		

「代理記載制度」郵便などによる不在者投票にあたり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

- ・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方
- ・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方



●地域交流施設  
駐車場案内図  
(体育館下には駐車できません。)

第8投票所 地域交流施設 (高浜小学校内) の 駐車場について  
車で来場の方は小学校南門から進入し、グラウンドに駐車してください。  
（体育館下には駐車できません。）



# あなたの投票所はこちらです

	<p><b>第6投票区</b></p> <p><b>高取公民館</b></p> <p>清水町一～八丁目、神明町五～七丁目、豊田町三丁目、本郷町一～六丁目、向山町一～六丁目</p>	<p>投票日当日は、投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。投票の際は、入場券で投票所を確認してください。</p> <p>駐車場の少ない投票所もありますので、できるだけ徒歩か自転車などの利用に協力してください。</p>	
	<p><b>第7投票区</b></p> <p><b>高浜市役所</b></p> <p>青木町二～五丁目、春日町五・六丁目、沢渡町五丁目、稗田町一・二丁目</p>		<p><b>第1投票区</b></p> <p><b>吉浜北部保育園</b></p> <p>小池町一～三丁目・六丁目、新田町一～四丁目、八幡町一～六丁目</p>
	<p><b>第8投票区</b></p> <p><b>地域交流施設 (高浜小学校内)</b></p> <p>青木町一丁目・六～九丁目、稗田町四～六丁目</p>		<p><b>第2投票区</b></p> <p><b>吉浜公民館</b></p> <p>呉竹町四・五丁目、小池町四・五丁目、神明町一～四丁目・八丁目、豊田町一・二丁目、屋敷町四～六丁目、湯山町二・三丁目</p>
	<p><b>第9投票区</b></p> <p><b>論地町集会所</b></p> <p>二池町三・四丁目、論地町一～五丁目</p>		<p><b>第3投票区</b></p> <p><b>吉浜保育園</b></p> <p>呉竹町一～三丁目・六・七丁目、新田町五丁目、屋敷町一～三丁目・七丁目、芳川町一・二丁目</p>
	<p><b>第10投票区</b></p> <p><b>南部第2ふれあいプラザ</b></p> <p>碧海町一～五丁目、二池町一・二・五・六丁目</p>		<p><b>第4投票区</b></p> <p><b>大山会館</b></p> <p>春日町一～四丁目・七丁目、沢渡町一～三丁目、湯山町一丁目、芳川町三・四丁目</p> <p><small>*大山公民館の名称が4月1日から変更されます。</small></p>
	<p><b>第11投票区</b></p> <p><b>高浜南部保育園</b></p> <p>田戸町一～七丁目</p>		<p><b>第5投票区</b></p> <p><b>女性文化センター</b></p> <p>沢渡町四丁目、稗田町三丁目、湯山町四～八丁目</p>

2月21日

# 高浜市小中学校 児童生徒顕彰表彰

スポーツ・文化において、輝かしい功績を残した小中学生の皆さんが、表彰されました。おめでとうございます。

- ・文化表彰…作文・習字・絵画などの創作活動、合唱・吹奏楽などの演奏活動、弁論などの表現活動を対象に選考。
- ・スポーツ表彰…県大会以上の大会において顕著な成績を残した人から選考。

## ◎ 文化表彰 ◎

高浜小学校 5年  
**坂口 空来** さん  
あいち少年少女創意くふう展  
2018 振興賞

高浜小学校 4年  
**松本 和真** さん  
全国珠算学校連盟愛知県支部  
珠算競技大会 種目別競技  
読上暗算 優勝

高浜小学校 3年  
**市川 航誠** さん  
第64回 読書感想文  
愛知県コンクール 愛知県知事賞

翼小学校 5年  
**小林 優貴** さん  
全日本珠算技能競技大会  
第一部 個人総合競技 褒賞

高浜中学校 2年  
**板倉 千恵** さん  
第38回 全国中学生  
人権作文コンテスト愛知県大会  
愛知県教育委員会賞

高浜中学校 1年  
**杉浦 瞳子** さん  
平成31年度 愛鳥週間用ポスター  
原画コンクール 入選

高浜中学校 1年  
**中嶋 瞳** さん  
第68回 社会を明るくする運動  
作文コンテスト  
名古屋グランパス賞

南中学校 3年  
**永沼 栞奈** さん  
第37回 中学生非行防止ポスター  
コンクール  
愛知県警察本部長賞

## ◎ スポーツ表彰 ◎

南中学校 1年  
**後藤 凜乃** さん  
第56回 スーパーファイティング  
全日本空手道選手権大会  
中学女子一の部 準優勝

翼小学校 4年  
**前田 和輝** さん  
愛知県小学生テニス大会  
第3位



問合せ先 [いきいき] 学校経営グループ ☎52-1111 (内線345)

## 衣浦東部広域連合NEWS

平成31年第1回衣浦東部広域連合議会定例会が、2月13日に広域連合議場（刈谷市役所）において開催されました。

議会では、一般質問のほか衣浦東部広域連合監査委員の選任をはじめ、平成30年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第2号）、平成31年度衣浦東部広域連合一般会計予算、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更の、計4件の議案が原案どおり可決されました。

### ◇平成31年度衣浦東部広域連合一般会計予算を原案どおり議決

歳入歳出総額は、57億3,500万円で、職員人件費および車両購入費の増額により、前年度比2億0,100万円、約3.6%の増額となりました。

今後も圏域の皆さんの安全安心を守るため、消防活動の一層の充実を図ります。

#### 【歳入】

科目	金額(千円)	内容
分担金及び負担金	5,643,092	構成市からの負担金
使用料及び手数料	19,136	消防関係許可の手数料など
国庫支出金	2	
県支出金	45	煙火消費許可事務などに係る交付金
財産収入	6,705	財産の貸付収入など
寄附金	1	
繰越金	50,000	前年度剰余金
諸収入	16,019	派遣職員負担金など
合計	5,735,000	

#### 【歳出】

科目	金額(千円)	内容
議会費	2,358	広域連合の議会運営に必要な費用
総務費	244,203	連合事務所の維持管理、人事管理などの総務関係に必要な費用
消防費	5,262,895	消防署、消防車両、消防団、消防水利などに必要な費用
公債費	205,544	消防施設・設備整備の借入金償還費用
予備費	20,000	
合計	5,735,000	

問合せ先 衣浦東部広域連合事務局総務課 ☎63-0131



## たかはまの広報のこれから

新年度に向け、時代に即した戦略的な広報活動のあり方を検討し「高浜市広報戦略」を策定しました。情報を効果的に発信することができるよう、たかはまの広報のこれからを見直します。



問合せ先 企画総合政策グループ ☎52-1111 (内線365)

### 広報をめぐる変化

『広報たかはま』は、昭和29年待望のまちの情報源として誕生し、以降60年以上にわたり、市は『広報たかはま』を中心に情報発信してきました。

しかし近年、市民の皆さんの「情報の受け取り方」は大きく変化しています。パソコンやスマートフォンなどの電子媒体の普及率は、市がホームページを導入した20年前からくべてもはるかに高くなり「お知らせを待つ」のではなく「知りたい情報はネットなどを使って調べる」時代となりました。毎年実施する「市民意識調査」の結果からも『広報たかはま』も読むが、スピード感のあるネットも活用するという傾向が読み取れます。

このような背景から、市でもこれからの広報活動は、今以上に電子媒体に比重をおく必要があるのではないかと考えます。

### 「高浜市広報戦略」策定

昨年11月に一般財団法人全国地域情報化推進協会「地域情報化アドバイザー派遣事業」を活用し、アドバイザー・井上あい子氏（※）より広報全般について教示いただきました。「まちのセールスポイントをいかに

発信するか」「ホームページなど発信のセンスは、まちのイメージに直結する」「情報はスピードに積極的に発信する」などの着眼点とともに、時代の流れに則した情報発信が必要だというアドバイスをいただいていた。広報活動全般を見直す「高浜市広報戦略」を策定しました。

現在、市では『広報たかはま』のほか、市公式ホームページ、フェイスブック、電子広報「マチイロ」、ケーブルテレビのデータ放送への情報提供、子育てやふるさと納税など専門のポータルサイトなどを活用しています。今後は「高浜市広報戦略」に基づき、これらを存分に活用し、一律な発信ではなく、左ページの図のように、「どなたに向けた発信が必要な情報か」「この情報はどんな媒体で発信したら効果的か」を常に考えて広報活動を展開することをめざします。

あわせて、読みやすい・調べやすい広報誌、ホームページ作成につとめます。

（※）井上あい子氏・NPO法人HINT理事  
長 ai株式会社代表取締役  
2006年ひょうごIT新戦略検討委員会  
委員（兵庫県企画管理部）をはじめ2013年から総務省地域情報化アドバイザーなどを歴任。総務省の地域情報化アドバイザー活動は養父市、朝来市、福知山市、奈良県吉野町など多数。

# 「高浜市広報戦略」でめざす 今後の広報活動の姿

時代の変化に合わせて媒体を取捨選択したり、何を中心的な手段にするかを見直す必要があります。

**【現状】**



広報 たかはま  
月2回

総情報量は  
拡大させ  
発信手段は  
紙からネットへ



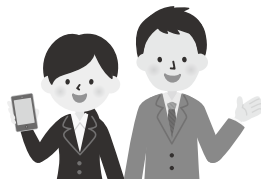
## 【新年度から案】

**強化**

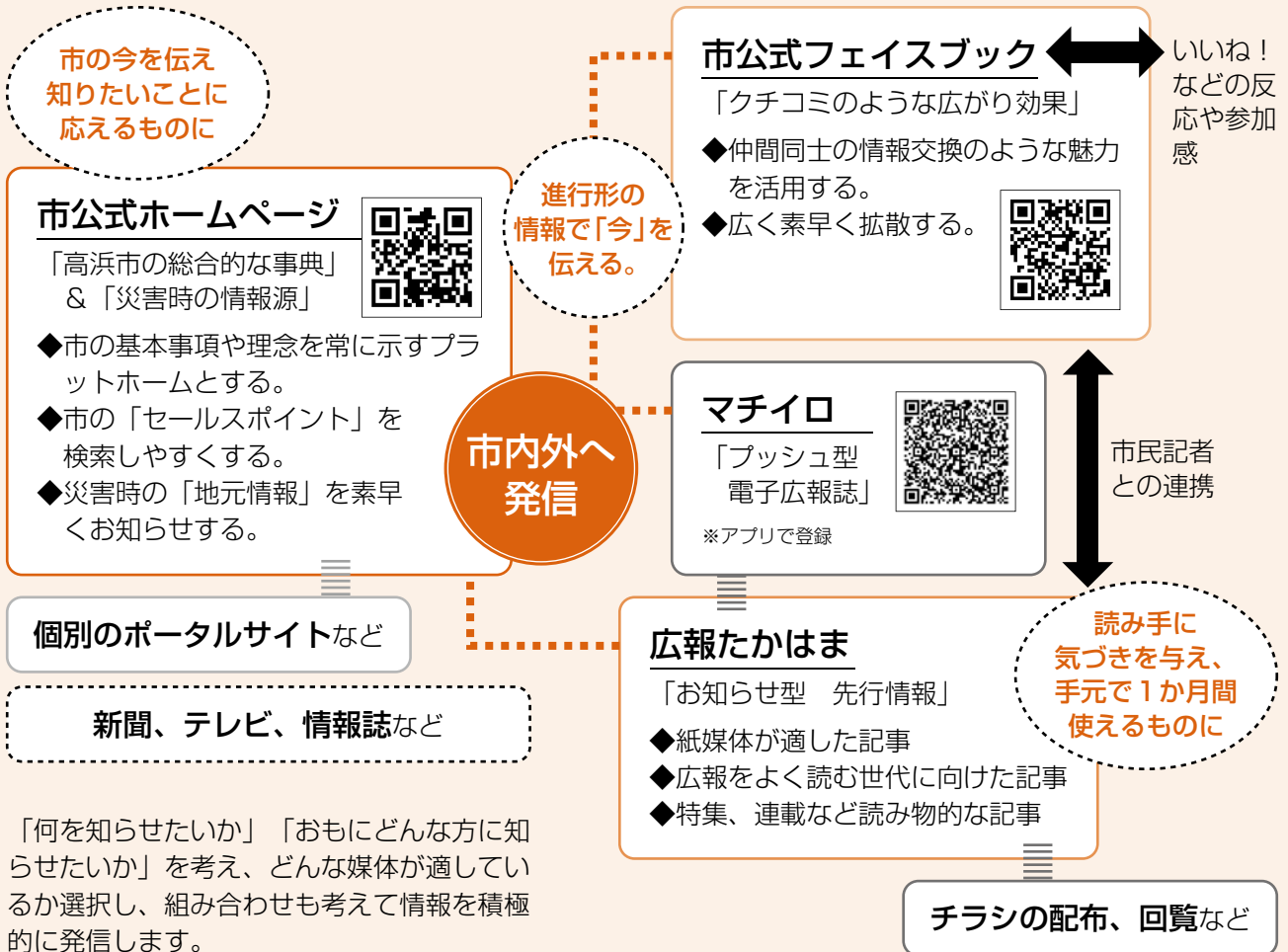


広報 たかはま  
月1回

- ・媒体の特性にあわせて情報内容を割り振る
- ・新システムを導入し総情報量の拡大を図る
- ・『広報たかはま』は月1回発行で内容を充実



## 媒体の特性をいかして発信する




# 春は卒業や入学、転勤や就職と住所異動の多い時期です 住所異動の手続きはお早めに!

- ◆受付窓口 市民窓口グループ（市役所1階）
- ◆受付時間 平日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時15分  
（平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。）

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線214・218）

## 転入届・転出届・転居届

- ※住所異動の届出には、受付窓口へ来た人の本人確認（身分証明書）（※1）がかならず必要です。
- ※異動する本人や同一世帯の家族が届出をすることができない場合は委任状（※2）がかならず必要です。

区 分	転 入	転 出	転 居
	*ほかの市町村から高浜市に住所を移したとき	*高浜市からほかの市町村へ住所を移すとき (転出証明書を発行します)	*高浜市内で住所を移したとき
届 出 期 間	高浜市に実際に住み始めた日から14日以内に届出	転出する前（おおむね2週間前から）に高浜市に届出	新しい住所地に実際に住み始めた日から14日以内に届出
届 出 が 可 能 な 人	・異動する本人 ・転入先の同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)
持 ち も の	・転出証明書(前住所地で発行) ・通知カードもしくはマイナンバーカード ※カードに新住所を記載します。 ・印鑑（認印） ・本人確認（身分証明書）	・印鑑登録証（登録者のみ） ・印鑑（認印） ・本人確認（身分証明書） 	・通知カードもしくはマイナンバーカード ※カードに新住所を記載します。 ・印鑑（認印） ・本人確認（身分証明書）

- (※1) 本人確認（身分証明書） ①②のいずれかを持参
- ①官公署発行の顔写真付きのもの1点（運転免許証・パスポートなど）
  - ②公的な顔写真なしのもの2点（健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証など）

- (※2) 委任状
- ・異動する本人の直筆であること（同一世帯の家族の場合は不要）
  - ・「委任状」の書式は右の見本を参考にしてください。
    - ①全て、異動する本人が書いて（直筆）ください。
    - ②右の見本の△△△△△の部分に、委任する要件（転出・転居など）をかならず書いてください。
    - ③住所異動届の委任状の印鑑は認印で手続きができます。
    - ④委任者本人の本人確認（身分証明書）の提示が必要です。

**委任状** 見本

代理人 住所 ○○市○○町○番地  
氏名 愛知一郎  
生年月日 昭和○○年○月○日

私は、上記の者を代理人と定め  
次の権限を委任します。

1. △△△△△に関すること

平成 年 月 日

本人 住所 高浜市青木町四丁目1番地2  
氏名 高浜太郎 印  
生年月日 昭和○○年○月○日

- ◆その他 ・住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。
- ・各種届出にともなう必要なものは、P9「住所異動にともなうそのほかの手続き」で確認してください。



## 住所異動にともなうそのほかの手続き

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカードが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証（転出・転居の場合）</li> <li>・印鑑</li> <li>・口座番号のわかるものと銀行の届出印（口座振替の場合）</li> </ul> ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。				市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階：窓口5番) ☎52-1111(内線219・261)
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・年金手帳</li> </ul> ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。				市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階：窓口6番) ☎52-1111(内線216)
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・年金証書</li> </ul> ※原則届出は不要ですが、手続きが必要な場合があります。				
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>				市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階：窓口4番) ☎52-1111(内線217・227)
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証（転出・転居の場合）</li> <li>・印鑑</li> <li>・健康保険被保険者証</li> </ul> ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。				
ごみの収集	届出は不要ですが、窓口でごみの出し方などの説明を受けてください。				
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は新しい住所地で登録・異動届をしてください。				
上水道の使用開始・中止					上下水道グループ (市役所2階：窓口23番) ☎52-1111(内線277)
児童手当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(内線362)  ※詳しくは問い合わせてください。
	・印鑑	○	○	○	
	・申請者名義の預金通帳または振込先がわかるもの	○	×	×	
	・申請者の健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入の場合）	○	×	×	
児童・生徒の異動					学校経営グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(内線345)
園児の異動					こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(内線315・316)
妊婦・産婦・乳児健康診査 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・印鑑</li> <li>・前住所地発行の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票（所有している方のみ）</li> </ul> ※転入時のみ手続きが必要です。				健康推進グループ (いきいき広場2階) ☎52-9871

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
	必要なもの	転入	転居	転出	
介護保険	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いさいき広場2階) ☎52-9871
	・介護保険被保険者証	×	○	○	
	・介護保険負担割合証 (介護認定を受けている方)	×	○	○	
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	×	×	○	
	※前住所地で要介護認定を受けていた転入の方は、「受給資格証明書」を持参してください。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当 遺児手当	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いさいき広場2階) ☎52-9871
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	要確認	
	・所得証明書	○	×	×	
	・住宅の契約書	要確認	要確認	×	
	※詳しくは問い合わせてください。 (状況により必要なものが異なります。)				
自立支援医療(更生・育成・精神通院)	・印鑑	○	○	×	介護保険・障がいグループ (いさいき広場2階) ☎52-9871
	・健康保険被保険者証	○	×	×	
	※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。				
各種障がい者手当 ※障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を所有している方	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いさいき広場2階) ☎52-9871
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	要確認	
	・各種障がい者手帳	○	○	×	
	※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。(扶助料受給中の方は喪失手続きが必要です。)				

### そのほか生活関連事項の問合せ先

運転免許証	町内会の入会・退会
碧南警察署 ☎46-0110	各町内会の理事または班長、市役所総合政策グループ(市役所2階:窓口29番)まで問い合わせてください。 ☎52-1111 (内線366)
電 話	電 気
加入の電話会社に問い合わせてください。	中部電力碧南サービスステーション ☎0120-985-624
郵 便	ガ ス
高浜郵便局 ☎53-0198	東邦ガス(株)刈谷営業所 ☎21-1647
し尿の収集	※プロパンガスについては最寄りの取扱店へ問い合わせてください。
高浜衛生(株) ☎53-0516	

# 国民健康保険の届出を忘れずに!

～加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を～

- \* 国民健康保険（国保）には、勤務先の健康保険への加入者とその扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入します。
- \* 加入の届出が遅れると、加入の資格を得た月（例：会社を辞めた月）まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
- \* やめる届出が遅れると、保険税(料)が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまうことがあります。

すべての手続きにマイナンバー（個人番号）が必要です。本人確認書類（以下の①と②）を持参してください。

①マイナンバー確認書類／マイナンバーカードまたは通知カード

②身元確認書類／公的機関が発行した顔写真付きの証明書など … 運転免許証、パスポートなど1点  
上記の証明書などがない場合 … 保険証、年金手帳、預金通帳、学生証など2点

※マイナンバーカードを提示する場合は②は不要です。

## ◆加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの	
高浜市に転入したとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類	住民登録の窓口で転入の手続きを行った後に同日対応
職場の健康保険をやめたとき(注)	印鑑	健康保険喪失連絡票、離職票、退職証明書などいずれか1点
子どもが生まれたとき (国保加入の場合)	キャッシュカード または預金通帳	保護者の国民健康保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	銀行届出印	生活保護廃止通知書
外国人住民が加入するとき		在留カード、特別永住者証明書、パスポート

(注) 職場の健康保険の加入者本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となっている家族が国保に加入することになった場合や扶養からはずれた場合を含む。

## ◆やめるとき

こんなとき	届出に必要なもの	
他の市町村へ転出するとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類	外国人住民は在留カード、特別永住者証明書
職場の健康保険に加入したとき	印鑑	職場などの保険証（加入者全員分）
死亡したとき(国保加入の場合)	国民健康保険証	葬儀を行ったことが証明できるもの、預金通帳
生活保護を受けはじめたとき	高齢受給者証※	生活保護開始通知書

## ◆その他の異動など

こんなとき	届出に必要なもの	
市内で住所が変わったとき	本人確認書類  印鑑	国民健康保険証、高齢受給者証※
世帯主が変わったとき		国民健康保険証、高齢受給者証※
世帯を分けたり、いっしょにしたとき		国民健康保険証、高齢受給者証※
国民健康保険証をなくしたり破損したとき		破損の場合は破損した国民健康保険証

※高齢受給者証は70歳以上の方のみ。

－詳しくは問い合わせてください－

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111 (内線219・261)

## 【予防接種】

対象者：接種時点で高浜市に住民登録がある方

接種場所：実施医療機関（詳細は、予防接種手帳、「平成31年度母子保健事業・予防接種の日程」で確認してください。）

持ち物：母子健康手帳、接種する予診票、健康保険証、子ども医療費受給者証 ※母子健康手帳はかならず持参してください。

接種期間：通年

その他：実施医療機関に問い合わせをして接種してください。転入した方は、母子健康手帳を持って、いきいき広場へお越しください。

<予防接種の広域化について> かかりつけ医が高浜市外にある場合など、定期予防接種が県内の医療機関で受けることができるようになりました。詳しくは、健康推進グループへお問い合わせください。

## 【衣浦東部保健所行事】

問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	10日(水)	9:00~11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	※要予約 ☎21-9338
こころの健康医師相談	16日(火)	14:00~16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	※要予約 ☎21-9337
骨髄バンクドナー登録	第1・2・3 火曜日	9:00~11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳~54歳の健康な方	※要予約 ☎21-4797
梅毒検査(有料)	第1・2・3 火曜日	9:00~11:00	検査結果成績書は、後日交付となります。	予約不要
エイズ抗体検査	第1・2・3 火曜日 15日(月)	9:00~11:00 18:00~19:00	匿名で検査ができます。	



## 4月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00~12:00、13:30~17:00

※4月28日~4月30日の診療時間は、9:00~12:00です。

7日	おかべ歯科眼科クリニック	向山町	☎52-7775
14日	岩月外科内科クリニック	稗田町	☎53-3458
21日	近藤医院	屋敷町	☎53-0029
※28日	磯貝医院	青木町	☎53-0013
※29日	ひさだ眼科	沢渡町	☎52-8146
※30日	中田内科クリニック	沢渡町	☎54-0606

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00~12:00

7日	森歯科医院	青木町	☎52-0888
14日	グリーン歯科	屋敷町	☎53-1515
21日	しずま歯科クリニック	沢渡町	☎91-8838
28日	キララ歯科	神明町	☎54-5454

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、

救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせてください。

# 31年 4月の 保健 ガイド



かなと  
畑中 奏音くん(豊田町)



せんまげ  
鵜飼 仙介くん(神明町)

各健診の受付時間はか  
ならず守ってください。  
受付時間を過ぎた場合  
は、次回の健診の受診  
となります。

問合せ・相談は

いきいき健康推進グループ ☎52-9871

\*年間スケジュールは市公式ホームページに掲載しています。

## お知らせ

- ・乳幼児健診・相談などは、受付時間の10分前に開場します。
- ・駐車場は三河高浜駅西立体駐車場を利用してください。駐車券をお渡しします。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場：いきいき広場

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
4か月児健診 離乳食講習	19日(金)	12:30 ~13:30	★平成30年12月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・バスタオル	図書館より絵本の紹介と貸出しを します。パパ向けに「パパさろん」 を行っています。
1歳6か月児健診 フッ化物歯面塗布	24日(水)		★平成29年9月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ2本 (1本は新しいもの)	※歯みがきを済ませてきてくださ い。 ※フッ化物歯面塗布は、希望児の み実施(料金 300円)
2歳児・2歳6か 月児歯科健診、フ ッ化物歯面塗布	5日(金)		(2歳児) 平成29年3月生まれ (2歳6か月児) 平成28年9月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ2本 (1本は新しいもの)	
3歳児健診	3日(水)		★平成28年3月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。
5歳児健診	17日(水)	対象者に通知		※手鏡、コップ、タオ ル(5歳児のみ)	
ちびっこ相談	22日(月)	9:30 ~10:30	0歳~就学前のお子さん とその家族		※歯科相談を希望の方は歯ブラシ を持参
発達相談	要予約		就学前のお子さんとその 家族	・母子健康手帳	希望する方は健康推進グループへ 問い合わせてください。
言語相談			就学前のお子さんとその 家族		
ママブチさろん	18日(木)	9:45 ~11:30	妊娠した方	・母子健康手帳 ・母子健康手帳副読本	※健康推進グループへ電話予約
こんにちは!あか ちゃん訪問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃ んのいるすべての家庭 (里帰り出産者も可)	・母子健康手帳 ・タオル	留守番電話に伝言が残っていた方、 里帰り中で市内に不在の方は連絡 してください。
母子健康手帳交付	2日(火) 9日(火) 16日(火) 23日(火)	9:00 ~9:20	妊娠した方とその家族 ※妊娠に気づいたら早め に医療機関を受診しま しょう。	・妊娠届出書 ・外国籍の方は在留カ ード(外国人登録証 明書)など ・妊婦の個人番号カー ドまたは妊婦の通知 カードと写真入り身 分証明書	※予約不要 ※初産婦さんは9:30~10:00に プレママ教室があります。 ※日程の都合の悪い方は健康推進 グループへ連絡してください。 ※できるだけ妊娠11週までに届 出をしましょう。

【成人】

会場：いきいき広場

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	16日(火)	要予約	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの予防を 目的とした、管理栄養士による食生活や栄養面 に関する相談(1人30分程度)	※健康推進グループへ電話予約

# ほうかつ便り 第14号 [高浜市地域包括支援センター]



元気な方でも、いつ、もしものときを迎えるかわかりません。

最近、「終活」や「エンディングノート」、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」などの言葉をよく耳にしますが、もしものときに備え、自分がどうしたいのかを家族や近い人、医療・ケアチームといっしょに話し合っておくことが大切です。

自身の意思をしっかりと周りの人に繋げるためにも、一度考えてみてはどうでしょうか？

## どのようなことを話し合うのか

大切なのは、自分がどんな人生を送りたいのか、医療やケアにどのようなことを望んでいるか日ごろから考え、家族など大切な人と共有しておくことです。話し合いを繰り返しながら、自分の思いを伝えていきましょう。

人生観や価値観、希望など本人が大切にしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの暮らしで大切にしてきたことはなんですか？</li> <li>今の暮らしで、気になっていることはありますか？</li> <li>趣味、楽しみにしていることは何ですか？</li> <li>家族などの大切な人に伝えておきたいこと（会っておきたい人、最期に食べたいもの、葬儀、お墓など）は何ですか？</li> <li>代わりに意思決定してくれる人はいますか？</li> </ul>
医療およびケアについての希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日でも長く生きられるような治療を受け続けたい。</li> <li>できるだけ自然な形で最期を迎えられるよう、必要最小限の治療を受けたい。</li> <li>延命は考えず、穏やかに過ごしたい。</li> <li>* 病状などを含め状況はさまざまです。医師や看護師などから適切な説明がなされたうえで、話し合いを重ねていくことが重要です。</li> </ul>

## ● 3月・4月 認知症カフェのご案内 ●

タイトル	とき	催し物	ところ	問い合わせ先
昭和で元気になるカフェ	3月24日(日) 13:00~15:00	紙芝居 「高浜市立図書館」	いきいきホール (いきいき広場 2階)	昭和で元気になる会 事務局 ☎52-5050
	4月21日(日) 13:00~15:00	企画中		
よってこカフェ	毎週日曜日 9:00~11:00 *行事などにより変更となる場合があります	認知症予防の体操	地域共生型福祉施設 あっぽ	地域共生型福祉施設 あっぽ ☎56-2725

問合せ先 地域包括支援センター（いきいき福祉まるごと相談グループ） ☎52-9610

## 3月・4月の児童センター

- 東海児童センター ☎52-5126 ■中央児童センター ☎52-3014
- 吉浜児童センター ☎52-1019 ■翼児童センター ☎54-2833
- 開館日 月曜日～土曜日 ●開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時
- 休館日 日曜日・祝日・年末年始

## 乳幼児親子対象の行事 参加希望者は児童センターへ直接申込(午前9時～受付。定員になりしだい締切)

児童センター	行事名	月日	時間	内容	対象	参加費	申込期間
東海	ベビー体操	4/18(木) 5/16(木) 6/20(木)	10:30 ～11:30 3回コース	赤ちゃんを抱っこして曲に合わせて楽しく体操しましょう。	4か月～ 1歳程度 歩行前の乳児 10組	無料	3/18(月) ～23(土)

## 児童センター行事 児童センターへ直接申込(午前9時～受付。定員になりしだい締切)

児童センター	行事名	月日	時間	内容	対象	参加費	申込期間
東海	絵本の読み聞かせ	3/20(水)	15:45 ～16:30	図書館司書が素敵な本を紹介してくれます。	小学生	無料	当日参加可

## ■火災発生状況

火災件数は136件で、前年と比較して13件減少しています。

区分	火災種別(件)					焼損 床面積 (㎡)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)
	建物	車両	船舶	その他	合計				
H29年	84	16	0	49	149	3,358	261,103	8	23
H30年	80	12	0	44	136	2,606	222,766	2	20
前年比	▲4	▲4	0	▲5	▲13	▲752	▲38,337	▲6	▲3

順位	出火原因	件数
1	放火(放火の疑い含む)	28
2	たばこ	12
3	ストーブ	6
4	こんろ	5
	火入れ	5
	配線器具	5
	マッチ・ライター	5
	その他	70
合計		136

出火原因別では、「放火(放火の疑い含む)」が28件で第1位。次いで「たばこ」12件、「ストーブ」6件の順となっています。火災件数は、最近10年間を見ると減少傾向にあります。火災による死者は5人程度で推移しており、昨年は2人でした。2人の死者はどちらも住宅で発生した火災によるものですが、住宅用火災警報器の設置が確認されませんでした。死者の多くは住宅火災です。住宅用火災警報器は、定期的に点検を実施し、電池切れや故障があれば新品への交換を推奨します。



衣浦東部広域連合とは、碧南市・刈谷市・安城市・知立市および高浜市の5市が設立している広域連合(消防組合)であり、この報告は5市全体の合計です。

## ■救急統計

救急出動件数は、23,463件(※過去最高)で、前年比1,452件増加しています。

また、救急搬送人員については、21,890人(※過去最高)で、前年比1,155人増加しています。

救急出動件数(件)				
事故種別	H30年	H29年	増減	
火災	109	129	▲20	
自然災害	1	2	▲1	
水難	12	14	▲2	
交通事故	1,784	1,802	▲18	
労働災害	242	209	33	
運動競技	140	128	12	
一般負傷	2,895	2,832	63	
加害	102	90	12	
自損行為	219	194	25	
急病	16,191	15,016	1,175	
その他	転院搬送	1,642	1,484	158
	医師搬送	4	4	0
	資機材搬送	2	6	▲4
	その他	120	101	19
合計	23,463	22,011	1,452	


救急搬送人員(人)				
事故種別	H30年	H29年	増減	
火災	19	26	▲7	
自然災害	1	1	0	
水難	3	3	0	
交通事故	1,745	1,822	▲77	
労働災害	237	207	30	
運動競技	138	131	7	
一般負傷	2,723	2,711	12	
加害	81	79	2	
自損行為	153	137	16	
急病	15,129	14,116	1,013	
その他	転院搬送	1,661	1,502	159
	医師搬送			
	資機材搬送			
	その他			
合計	21,890	20,735	1,155	



## Realize o mais rápido possível os procedimentos da mudança de endereço!

住所異動の手続きはお早めに!

- Às pessoas que comparecerem ao balcão de atendimento para fazer a notificação da mudança de endereço, deveram apresentar imprescindivelmente **documento que comprove sua identidade (cartão de identificação)**.
- Haverá casos em que será necessário apresentar documentos como o Tsuchi-card ou o My Number Card (Cartão My Number, somente quem possuir) para cada trâmite decorrente da transferência de endereço. Entre em contato para maiores informações.
- Quando da impossibilidade da pessoa ou membros da família que estão de mudança não poderem comparecer na prefeitura para notificação, será indispensável a apresentação de procuração (ININJYO).

Categoria 区分	転入 (Tennyu) * Quando mudar de outro Município para a Cidade de Takahama	転出 (Tenshutsu) * Quando mudar da Cidade de Takahama, para outro município (Será emitido Certificado de mudança de endereço-Tenshutsu shoumei-sho)	転居 (Tenkyo) * Quando mudar de endereço dentro da Cidade de Takahama
<b>Prazo para notificação</b>	Notificar no prazo de 14 dias após a mudança para o Município de Takahama.	Fazer a notificação à prefeitura de Takahama duas (2) semanas antes de mudar para outra cidade.	Informar à Prefeitura no prazo de 14 dias, após mudar para o novo endereço.
<b>Quem poderá realizar trâmites</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Pessoa que irá mudar.</li> <li>• Membros da família que irão viver no mesmo endereço.</li> <li>• Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO).</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Pessoa que irá mudar.</li> <li>• Membro da mesma família do requerente que esta de mudança.</li> <li>• Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO).</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Pessoa que irá mudar.</li> <li>• Membro da mesma família do requerente que esta de mudança.</li> <li>• Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO).</li> </ul>
<b>O que trazer</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Certificado de mudança de endereço - Tenshutsu Shoumeisho (Emitido pela Cidade do endereço anterior).</li> <li>• Tsuchi Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir)</li> <li>• Carimbo pessoal (Inkan)</li> <li>• Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação).</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Cartão de Registro de carimbo-INKAN TOUROKUSHO (somente quem possuir registro)</li> <li>• Carimbo pessoal (Inkan)</li> <li>• Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação).</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Cartão de Registro de carimbo-INKAN TOUROKUSHO (somente quem possui registro)</li> <li>• Tsuchi Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir)</li> <li>• Carimbo pessoal (Inkan)</li> <li>• Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação).</li> </ul>

**INFORMAÇÕES** : Balcão de atendimento da Prefeitura Municipal de Takahama (Shimin madoguti grupo)  
☎52-1111 (ramal 214 e 218)

## Plantão dos consultórios médicos e odontológicos nos feriados do mês de abril/2019

4月の休日等在宅当番医

☆Associação médica do Município de Takahama. Atendimento médico, plantão aos domingos e feriados.

Horário: 9:00 às 12:00 horas e de 13:30 às 17:00 horas. ※Do dia 28~30 de abril o atendimento será das 9:00h~12:00h.

7-domingo	Okabe Shika – Ganka Clinic (Oftalmologia)	Mukaiyama-cho	☎ 52-7775
14-domingo	Iwatsuki Geka Naika Clinic (Cirurgião/Clinico geral)	Hieda-cho	☎ 53-3458
21-domingo	Kondo Iin (Clínico geral)	Yashiki-cho	☎ 53-0029
※28-domingo	Isogai Iin (Clínico Geral)	Aoki-cho	☎ 53-0013
※29-domingo	Hisada Ganka (Oftalmologia)	Sawatari-cho	☎ 52-8146
※30-segunda	Nakata Naika Clinic (Clínica Geral)	Sawatari-cho	☎ 54-0606

☆Associação Odontológica do Município de Takahama.

Atendimento odontológico, plantão aos domingos. Horário: 9:00 às 12:00 horas.

7-domingo	Mori Shika Iin	Aoki-cho	☎ 52-0888
14-domingo	Green Shika	Yashiki-cho	☎ 53-1515
21-domingo	Shizuma Shika Clinic	Sawatari-cho	☎ 91-8838
28-domingo	Kirara Shika	Shinmei-cho	☎ 54-5454

Sujeito a alterações, verifique antes de consultar.

Em caso de emergência, e necessite consultar após o horário de expediente do consultório, entre em contato com : **Centro de Informação médica de emergência (Kyukyu Iryou Jyouthou Center)**. (☎36-1133 • <http://www.qq.pref.aichi.jp/>).





高浜市は  
振替納税宣言のまちです

◆便利で確実な口座振替の利用を

「口座振替」は、納期ごとに市税などを金融機関や市役所の窓口に向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。この制度を利用すると、納期内に納めることができます。とくに仕事が忙しい方など、時間に余裕がない方にはとても便利です。  
**申込方法** 通帳（口座番号）と印鑑（届け印）を持参のうえ、市役所 税務グループが市内金融機関、ゆ

うちよ銀行（郵便局）で申込み。  
 ※口座振替の開始は、申込みから2か月後

◆市税の納め忘れはありませんか

市県民税や固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。  
 税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。

納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などで自主納付を促していますが、それでも納めていただけない方には、市税などを納付された方との公平性を保つために、財産を差し押さえることとなります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに市役所税務グループに相談してください。

◆市税がコンビニで納められます

市税が専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。  
 これにより、いつでも気軽に税金などの納付ができます。

なお、納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。従前どおり納付書裏面記載の金融機関が、市役所窓口での利用となりますので、注意してください。

対象税目など 個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※納付書1枚あたりの納付額が30万円以下の場合にかぎる。  
**問合せ先**  
 市役所税務グループ（内線241・243・259）

平成31年度 市税などの納期限一覧表

区分 年月	市県民税	固定・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
31年(2019年) 4月					1期 (5/7)	
5月		1期・全期 (5/31)	全期 (5/31)			
6月	1期・全期 (7/1)				2期 (7/1)	
7月		2期 (7/31)		1期 (7/31)		1期 (7/31)
8月				2期 (9/2)	3期 (9/2)	2期 (9/2)
9月				3期 (9/30)		3期 (9/30)
10月	3期 (10/31)			4期 (10/31)	4期 (10/31)	4期 (10/31)
11月				5期 (12/2)	5期 (12/2)	5期 (12/2)
12月		3期 (12/25)		6期 (12/25)	6期 (12/25)	6期 (12/25)
2020年 1月	4期 (1/31)			7期 (1/31)	7期 (1/31)	7期 (1/31)
2月		4期 (3/2)		8期 (3/2)	8期 (3/2)	8期 (3/2)
3月						

土地価格等縦覧帳簿・  
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成31年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)

※土・日曜日、祝日は除く。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 市役所1階税務グループ

窓口

縦覧できる方 納税者、同居の家族

および納税管理人

※そのほかの人は委任状が必要

※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)

を提示

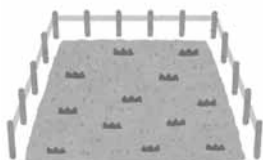
※課税明細書の送付および課税台帳

の閲覧については、4月上旬を予定しています。

問合せ先

国市税務グループ

(内線244・245)



後期高齢者医療被保険者の医療費に  
充てられる大切な財源

後期高齢者医療保険料  
随時分の納期限は

3月29日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

●対象者

・平成31年1月中旬に

①75歳になった方

②障害認定により、後期高齢者の資格を取得した方

③後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方

※対象者には、平成30年度の「後期高齢者医療保険納入通知書」を平成31年3月中旬に送付します。

●納付窓口

・最寄りの金融機関

・市役所内指定金融機関

問合せ先

国市民窓口グループ

(内線227・217)

国民健康保険税  
随時分の納期限は

3月29日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

随時分の納付は、2月中に国保に加入したり、所得の修正申告を行った世帯などが対象です。

🔥納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要もありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは国市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替の開始は、申込から2か月後になります。

問合せ先 国市民窓口グループ

(内線219・261)

医療

子ども医療費受給者証

市では、中学校卒業まで子ども医療費受給者証を発行し、医療費の助成を行っています。

3月に中学校を卒業する子は、3月31日(日)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(月)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除く)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に市役所市民窓口グループまで返還してください。

母子家庭等医療費受給者証

母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で今年度18歳に到達する子は、3月31日(日)をもって母子家庭等医療費の受給資格を喪失します。

また、末子が今年度18歳に到達する母または父も同日で資格を喪失することになります。そのため、4月1日(月)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要

になります。

なお、現在使用している母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還してください。

問合せ先

困市民窓口グループ（内線217）

## 福祉

**市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方へ 手当を振り込みます**

平成30年度後期分の市障害者扶助料・市遺児手当を3月29日(金)に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

**障がいのある方へ  
タクシー料金を助成します**

対象

・身体障害者手帳1～3級の方  
・療育手帳A・B判定の方

・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

**助成額など** 基本料金とお迎え料金を原則として月2回（週あたりの通院回数に応じて変わります）

**申込方法** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護保険・障がいグループで申請

**申込期間** 3月25日(月)から随時

**利用可能期間** 4月1日(月)～1年間

※4月1日(月)より前の利用は不可

問合せ先

いきいき 介護保険・障がいグループ

☎ 52-9871

## し尿

**4月のし尿収集**

4月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

**連絡先（収集業者）**

高浜衛生(株)

☎ 53-0516

日	曜日	区 域	日	曜日	区 域
2日	火	青木町	12日	金	田戸町
3日	水	青木町 春日町	16日	火	本郷町 呉竹町
4日	木	湯山町 神明町 沢渡町	17日	水	呉竹町 屋敷町
			18日	木	屋敷町 向山町
8日	月	稗田町	22日	月	向山町 小池町
9日	火	二池町	24日	水	小池町
10日	水	二池町 長ホース	26日	金	新田町 八幡町
11日	木	芳川町 碧海町	29日	月	論地町 清水町



### 広告

弁護士法人

## 白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

代表弁護士 白濱重人

- 相続、遺留分、離婚
- 不動産、建築トラブル
- 交通事故、労災事故
- 破産、債務整理
- 企業法務



相談料無料（初回30分）

**刈谷事務所**

☎0566-91-0210  
刈谷駅南口よりすぐ  
刈谷市若松町2丁目2番

**岡崎事務所**

☎0564-54-3777  
JR岡崎駅東口よりすぐ  
岡崎市羽根町字北ノ郷45

## その他

**司法書士会による  
無料登記相談会**

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記および会社、法人登記についての相談会を開催します。（税金の相談を除く）

とき 4月6日(土)  
午前9時～11時

問合せ先

困市民生活グループ（内線263）

ところ 市役所1階相談室

申込方法 4月5日(金) 午後4時ま

でいかならず電話で予約

※予約のない方は受けられません。

予約先・問合せ先

愛知県司法書士会西三河支部所属  
予約担当司法書士

松井 勝彦

☎ 52-3003

(平日午前9時～午後4時まで)

**平成31年4月から  
産前産後期間の国民年金  
保険料が免除となります**

平成31年4月から出産予定月または  
は出産月の前月から4か月間の国民  
年金保険料が免除されます。(多胎  
妊娠の場合は、出産予定月または出  
産月の3か月前から6か月間)  
次世代育成支援を目的とする制度  
のため、この免除期間は、保険料を  
納付したものととして老齢基礎年金の  
受給額に反映されません。

**対象者** 国民年金第1号被保険者で  
出産日が平成31年2月1日以降の  
方

**届出時期** 出産予定日の6か月前か  
ら届出できます。(ただし、届出

ができるのは平成31年4月から)

**持ち物** 母子健康手帳・年金手帳・  
認印

問合せ先

岡市民窓口グループ(内線216)

**家庭的保育スタッフの募集を  
しています**

**内容** 家庭的な雰囲気の中で、0  
歳児～2歳児までのお子さんを保  
育します。

**資格** 保育士または子育て支援員  
(地域型保育コース修了者)

※子育て支援員とは、国が定めた研  
修を修了し、保育や子育て支援分  
野の事業を担うのに必要な知識や  
技術などを習得した方のことです。  
高浜市では、子育て支援員養成講  
座を開催しており、平成31年度も  
実施予定です。

**勤務施設** 家庭的保育となりのおば  
ちゃん(☎52-8313)・こ  
っこママ(☎52-8277)・

あいあい(☎52-1381)

※勤務時間など詳しくは、各施設に  
問い合わせてください。

問合せ先

いきいきこども育成グループ  
(内線363)



**4月1日から三州瓦屋根工事  
等奨励補助金申請内容が改正  
されます**

◆「住宅用太陽光発電システム」の  
部分が「太陽光設備一体的導入」  
にかかります。太陽光設備の一体  
的導入とは、①「住宅用太陽光発  
電施設」②「家庭用エネルギー管  
理システム(HEMS)」③「定置用  
リチウムイオン蓄電システム」④  
「電気自動車等充給電設備」(①～  
④の設備など詳しくは、愛知県住  
宅用地球温暖化対策設備導入促進  
費補助金交付要綱および取扱要領  
を参照ください)を導入した場合  
が対象

**補助額**

・①②③を一体的に導入した場合／  
住宅用太陽光発電施設の太陽電池  
の最大出力1キロワットあたり4  
0,700円とし、上限162,800  
円

・①②④を一体的に導入した場合／  
住宅用太陽光発電施設の太陽電池  
の最大出力1キロワットあたり2  
8,200円とし、上限112,800  
円。

◆住宅(自ら居住する個人宅)など  
の敷地内と商業系事業所(自ら経  
営する小売店・飲食店など)の店  
舗施設や敷地内に三州瓦を使用し

て庭園などを設置した場合が対象  
となります。

※2022年3月31日までに工事の  
指定通知書を受けた申請者が対象  
の額とし、上限10万円

◆防災目的で屋根の棟部分のみを改  
修(三州瓦を使用し、ガイドライ  
ン工法を使用した施工)した場合  
も補助の対象となります。

問合せ先

岡地域産業グループ(内線271)

**善意をありがとうございました**  
(敬称略)

市へ

株式会社ジエイト田戸岬

工場

**社会福祉協議会へ**

永柳和枝、マルハン高浜店、

マリオン高浜店

広報たかはま2月15日号 4・5ペ  
ージ「第48回市民体育大会熱戦の記  
録」の掲載内容に誤りがありました  
ので、お詫びして訂正いたします。

種目：剣道

(正)小学生中学年の部(3位)

山口 葵生

(正)小学生高学年の部(優勝)

種村 奏人



- 日 日時
- 場 場所
- 内 内容
- 講 講師
- 募 募集対象人数
- 費 費用
- 持 持ち物
- 他 その他
- 催 主催
- 申 申込先・申込方法
- 問 問合せ先

吉浜まちづくり協議会での催し

☎52-11101

◆いけばな講座

日 4月5日・19日、5月17日・31日、

6月7日・21日、9月6日・20日

(いずれも金曜日)

午前10時30分～11時30分

(都合のよい時間に来場)

場 吉浜ふれあいプラザ2階

募 25人(応募多数の場合、抽選有)

費 材料費7,600円(4～9月分)

・参加費400円(別途徴収)

他 花だけの申込可(盛花・自由花・

投げ入れ)

申 吉浜ふれあいプラザ内にある申込

書にて直接申込み。

衣浦定住自立圏 市民活動情報サイト **かりや衣浦 つながるねット**

市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねット」は、高浜市・刈谷市・知立市・東浦町が連携し、市民活動団体の活動内容・イベント・ボランティアに関する情報を発信しています。

市民活動やボランティア活動の情報を共有することで、人と人、人と活動をつなぎ、市民活動が活発になればと考えています。皆さん、ぜひご覧いただき、参加してください。

また、市民活動団体の皆さんは、つながるねットに登録をして情報を発信していきましょう！

<http://tsunagaru.genki365.net/>

問合せ先 国総合政策グループ ☎52-1111 (内線366)

高浜市観光案内所 **「ONI-House」の営業日変更のお知らせ**

4月1日(月)より高浜市観光案内所「ONI-House」の営業日を下記のとおり変更します。

営業日 毎週水曜日～日曜日の午前10時～午後5時  
(年末年始は休業)

※毎週月・火曜日が休業(祝休日の場合は翌平日)

問合せ先 高浜市観光協会事務局 ☎52-2288



TOWN TOPICS  
**まちの話題**

2/14 [木] **「災害時における 歯科医療救護に関する協定」締結式**

高浜市に大規模な災害が発生した際に、被災者の歯科医療救護活動を迅速に実施するため、「歯科医師、歯科衛生士などで編成する歯科医療救護班の派遣」、「歯科医療救護班による傷病者に対する診断と応急処置」などの業務について協力をいただく協定を締結しました。

今後は、この協定を基に協力体制を密にし、防災訓練などでの連携を視野にいれ、災害時の対応に万全を期す予定です。



特集  
おしらせ  
情報ファイル  
催し・募集

### 大山千本桜ライトアップ

と き / 3月28日(木)  
～4月10日(水)

午後6時～9時30分  
(開花状況により期間の変更あり)

ところ / 大山緑地

問合せ先  
高浜まちづくり協議会  
(午前9時～午後5時)  
☎87-9112

春の訪れ

夜空に華やぐ

たかはまの桜

高浜市文化協会 大山桜ものがたり

問合せ先 文化協会 (女性文化センター内) ☎52-2983

### 大山緑地の特別桜撮影会

と き / 3月31日(日)  
午前9時30分～正午  
(小雨決行・雨天中止)

ところ / 大山緑地園内全域  
※撮影会受付 / 春日神社拝  
殿前広場  
※撮影会 / 3月23日(土)  
～4月7日(日)

参加資格 / どなたでも

#### その他

- ・カメラはアナログ、デジタル不問
- ・写真の応募サイズは四つ切
- ・そのほかの規定は、当日配布するチラシを参照してください。

### 文芸コンクール

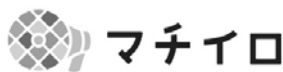
と き / 3月31日(日)  
午前10時～午後3時  
※俳句、短歌、川柳の作品  
募集  
※春日神社神楽殿前の投稿  
箱に入れてください。

### 市民茶会

と き / 3月31日(日)  
午前10時～午後3時  
ところ / 春日庵  
費用 / 茶券代 300円



いつでもどこでも  
スマホから  
『広報たかはま』を  
読むことができます



マチを好きになるアプリ

ダウンロードはこちらから

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。  
※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係はありません。

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!

1 役立つ行政情報を見逃さない!	2 自分に合わせた情報が届く!	3 いろいろなマチの魅力をお届け!
---------------------	--------------------	----------------------



### LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語は16ページ

市公式ホームページでは、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語の4か国への変換機能を利用できます。

早期配布にご協力ください。